

議案第10号

関市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正について

関市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月16日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

武芸川地域の小学校を再編するため、この条例を定めようとする。

関市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

関市小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和39年関市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表関市立寺尾小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。